

## 令和7年度福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象） 実地研修における取扱いについて

厚生労働省「喀痰吸引等研修実施要綱」（以下、「要綱」という。）及び「令和7年度福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）実施要領（以下、「要領」という。）に定めるものその他、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1 実地研修の実施について

具体的な実施方法は要綱別添3によるものとする。

### 2 実施手順

指導職員は以下のことに留意すること。

- (1) 指導する介護職員等が実施する行為について確認すること。
- (2) 家族の同意書、医師の指示書、緊急時の連絡体制等について確認すること。
- (3) 実施する行為ごとにケアの仕方をあらかじめ説明し、基本研修の演習で実施した器具類等と別である場合、個別に器具類の使用方法や留意点について説明し、実地研修前に手順を確認させること。
- (4) 家族や利用者本人からの要望等を聞き取り、あらかじめ介護職員等に伝え、評価の基準として加わる場合があることを伝えること。
- (5) 実地研修に当たり、実際に利用者に対してたん吸引等の行為を実施する前に、現場や事業所等において手順等を繰り返し練習するなど、なるべく利用者の負担を減らすよう、工夫して進めること。
- (6) 実地研修中に利用者の状態が変化したり、指導職員が研修の継続が不可能と判断した場合には、速やかに主治医に連絡し、適切な処置をとることとし、その旨福島県障がい福祉課へ報告すること。その場合には、個別に調整した上で実地研修の継続を決定する。
- (7) 実地研修の評価は、要綱別添3に基づき実施する。その際、評価票（要綱別紙3－1～3－9）に必要事項を記入し、実地研修終了後、下記4（1）により報告すること。

### 3 評価基準

評価票の全ての項目のほか、医師や家族、利用者本人から前もって説明を受けた個別の留意点もふまえ、指導職員が「手順どおりに問題なく実施できる」と認めた場合に、実地研修の修了を認める。

### 4 報告について

#### （1）指導職員からの報告

- ア 上記3の評価基準に基づいて実地研修の修了が認められる場合には、様式1及び評価票を、事業所を通して福島県障がい福祉課へ提出すること。

イ 令和8年2月27日までに実地研修がまだ修了と認められない、もしくは1回も実地研修（評価）が開始できない場合は、令和8年2月27日現在の研修実施状況について様式3に記載のうえ、事業所を通して福島県障がい福祉課へ提出すること。

## (2) 事業所からの報告

ア 実地研修の修了後は、指導職員から提出を受けた様式1及び評価票とともに、様式2を福島県障がい福祉課へ提出すること。なお、別法人から指導職員の派遣を行って実地研修を実施した場合は、令和8年3月13日（金）必着で当該書類一式を提出すること。

イ 令和8年2月27日までに実地研修がまだ修了と認められない、もしくは1回も実地研修（評価）が開始できない場合は、指導職員から提出を受けた様式3へ必要事項を記載のうえ、福島県障がい福祉課に令和8年3月13日（金）必着で提出すること。

また、利用者の状況の変化等により、期限内での実地研修の継続が困難になった場合には、その旨福島県障がい福祉課に速やかに任意様式で報告すること。

ウ 実地研修修了の報告がない場合、研修修了証明書を発行することはできないため、必ず報告すること。

## 5 実地研修における指導職員について

### (1) 自主学習

指導職員は、「福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）実施のための指導者養成事業実施要綱」により、自主学習を実施する。

### (2) 報酬

指導職員に対する謝金については、福島県が負担する。

報酬は、1日あたり3,000円とする。

ただし、同一施設内にある職員及び同一法人内の職員に対する実地研修の場合には、報酬は発生しないものとする。

### (3) 旅費

指導職員に対する旅費は、福島県の規定に基づき福島県が負担する。

ただし、同一施設内にある職員及び同一法人内の職員に対する実地研修の場合には、旅費は発生しないものとする。